

武蔵野市民緑の憲章

[昭和48年4月19日告示第18号]

武蔵野市は私たち武蔵野市民の自治体である。

私たち武蔵野市民は、この市民による自治という基本理念にたち、「平和な緑と教育」のふるさと武蔵野市をつくっていくために、市民緑の憲章を定める。

緑は、太陽が照りかがやき、豊かな水と土に恵まれたところに、のびのびと生育するものであり、私たち市民の生活環境水準をしめす確な指標である。

人間と自然との調和のないところに、あかるい市民生活、ことに児童の健康、老人のやすらぎはありえない。

だが、今日緑はうしなわれ、公害とあいまって、私たち市民の生命の危機すらまねくにいたっている。

緑の回復は、武蔵野市民の基本的課題となっている。

私たち武蔵野市民は、ただかつての武蔵野の郷愁にひたることなく、ふるき武蔵野の緑をまもり、今日ある緑をそだて、新しい武蔵野の緑をつくりだしていくことを決意し、ここに市民ならびに市政の目標を明らかにする。

私たち武蔵野市民は

1. すべての緑はみんなの財産として、大切にする。

緑は、個人の庭先のものであれ、公園・街路のものであれ、ひとしく市民すべてが共通に享受するものと考えて大切にする。

2. 常に緑をまもり緑をそだて、これを次代に伝える。

緑の生育には長い歳月がかかることを考え、緑の保全とともに増殖を積極的におこない、これを次代の市民に継承する。

3. 自発的に緑化運動を推進する。

市民の努力と創意をあつめ、多様なかたちで自発的な緑化運動をくりひろげる。

4. 市の緑化計画と、その実現に参加する。

市政に緑化の計画的推進をもとめ、計画とその実現に参加する。

武蔵野市は

1. 緑化計画を定め、推進体制を確立する。

市民参加のもとに長期・短期の緑化計画を定め、これを実現するための強力かつ総合的な行政体制を確立する。

2. 緑のネットワークの充実を積極的にすすめる。

緑のネットワークの充実を計画的に推進し、市民による緑化に先導的役割をはたす。

3. 市の施設の緑化を、市民に率先してすすめる。

武蔵野市が所有・管理するすべての施設の緑化を、市民に率先して計画的に推進する。

4. 学校・団地・企業などに自発的な緑化をもとめる。

武蔵野市内に学校・集合住宅・商店・工場などを建設管理する者にたいして、この市民緑の憲章にもとづく緑化推進の協力をもとめる。

5. 近隣の自治体と協力してひろく緑化をすすめる。

武蔵野市民の自発的な緑化運動を基礎として、近隣自治体等の協力のもとに、広域的展望をもった緑化政策を推進する。